

除草剤グリホサート及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811（食品）に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「除草剤グリホサート及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811」については、平成 30 年 2 月 27 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼食品の概要

本申請品種は、除草剤グリホサート及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤（以下「HPPD 阻害型除草剤」という。）に対する耐性を付与するために、トウモロコシ由来の *2mepsps* 遺伝子及び *Pseudomonas fluorescens* 由来の遺伝子を改変した *hppdPfW336-1Pa* 遺伝子が導入されている。

2mepsps 遺伝子の導入により、グリホサート存在下でも活性を示す 2mEPSPS タンパク質を発現することによってグリホサート耐性を付与している。

hppdPfW336-1Pa 遺伝子の導入により、HPPD 阻害型除草剤による活性阻害を受けない HPPD W336 タンパク質を発現することによって、HPPD 阻害型除草剤耐性を付与している。

3. 利用目的及び利用方法

本品種の利用目的や利用方法は、従来ワタと相違はない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2017 年 4 月申請	米国食品医薬品庁（FDA）
カナダ	2017 年 8 月申請	カナダ保健省（HC）
オーストラリア・ニュージーランド	2017 年 4 月申請	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）